

### 第3節 廃棄物



リサイクルステーション

## 第3節 廃棄物

### 1. ごみ処理

#### (1) ごみ処理事業の沿革

豊橋市街地周辺は、畑作農業地帯を形成している。特に戦後大規模に開かれた開拓地では、土壌改良のために大量の有機質の施肥が不可欠であり、昭和20年代においては、本市で排出される厨芥とし尿のほとんどが農地還元され、更に他都市から厨芥を導入する状況であった。昭和30年代に入っても農地還元は続けられたが、その量は次第に減少し、ごみ排出量の増加により、市の清掃事業による処理に移行した。昭和39年に完成したコンポスト施設の稼働によって厨芥の農地還元が復活したが、家庭系のごみの約50%を処理するにとどまり、年々その処理率は低下してきた。昭和44年には焼却処理も開始したが、依然その中間処理率は50%程度で、事業系廃棄物を含めた埋立処分が主流であった。

すでに当時において、適正処理の困難なごみ、取扱いの厄介なごみなどの増加、処理過程における環境対策の要請、収集時における交通難など、諸問題が提起され、一方、清掃行政に対する市民ニーズがますます高まる中で、これらの対応について長期的展望に立ち、新しい発想のもとに廃棄物処理体制を整えることとした。これが「都市農村環境結合計画」であり、その基幹施設である「資源化センター」が昭和55年度から稼働している。

しかし、近年人口の推移や排出ごみ量、ごみ質等廃棄物をめぐる状況が大きく変わり、「都市農村環境結合計画」は現実に適応しない部分も出てきた。

この状況の変化に対応するため、昭和60年度と平成5年度には、長期的観点から一般廃棄物の処理に関する基本計画を策定し、今後の豊橋市における環境行政の指針を示した。またこの間、昭和63年度からは新しい素材の出現とごみ質に起因する処理困難廃棄物に対処するため、品目を指定し、排出指導を積極的に行っている。

清掃行政の重要課題であるごみ減量に対しては、平成2年度から地域資源回収団体奨励金制度の導入、資源リサイクルセンターの稼働、平成3年度から資源ごみ高度分別推進事業、平成5年度からの台所ごみ減量容器購入補助事業の再開、平成24年度から剪定枝をチップ化し有効利用を図る剪定枝リサイクル事業等種々の施策に取り組んでいる。

また平成14年度に、530運動推進連絡会、牟呂用水美化サークル、豊橋市省資源省エネルギー推進協議会及び豊橋市ごみ減量推進協議会の4団体が統合して発足した「530運動環境協議会」と協力し、ごみ減量施策を展開している。

平成11年4月1日から中核市移行による産業廃棄物に関わる事務の委譲に伴い、廃棄物全体を視野に入れた総合的廃棄物行政への取り組みに努めている。また平成27年度には、「廃棄物総合計画 改訂版」を策定し、市民・事業者・行政との連携による持続可能な資源循環型社会をめざしている。

平成28年度には、ごみの分別や持ち出しマナーの徹底、ごみステーションの乱雑化防止のため、指定ごみ袋制度を「もやすごみ」と「こわすごみ」を対象に導入し、平成29年度には、生ごみ分別の開始に伴い、「生ごみ」も指定ごみ袋制度の対象とし、実施している。

#### (2) ごみの分別・収集方法

ごみの収集は、清掃法施行により市街地を中心として設定した特別清掃区域内の収集を開始し、収集形態については各戸収集をステーション方式に切り替えるとともに収集区域の拡張に努め、昭和46年度全市域週1回収集とし、併せて袋収集の完全実施を行った。市街地中心部については、週2～3回の有料収集を昭和48年度収集区域の再編成に伴い無料化とし、週2回収集を実施。その後、毎年週2回収集区域の拡張を行い、昭和55年度には全市域100%の実施となり、初期の目標達成となった。また昭和50年度には従来の可燃物、不燃物の収集に併せ省力化と美観保護のためコンテナ収集を導入し、公営の中高層住宅の実験収集を行い、昭和51年度には公共施設におけるコンテナ収集を開始したが、これに代わる新しいシステムとして平成2年度より圧縮積替ボックスの導入を進めた。平成28年度には、指定ごみ袋制度の導入に伴い、コンテナ収集および圧縮積替ボックスを廃止し、当該区域の収集形態をステーション方式に切り替えた。

昭和55年度には「資源ごみ」区分を設け、ガラスびん・空カン・金属類・紙・布の収集を行い、資源の再利用を図ることとした。また収集の効率化、交通量の緩和、災害発生時の対応などに対処するため、昭和60年度に東部中継施設、62年度に南部環境センター、平成元年度に西部環境センター、9年度に西部中

継施設を開設した。

ごみの収集日については、平成2年7月から従来の曜日指定収集を廃止し、日指定収集に切り替え、もやせないごみの月2回収集、有害ごみと大きなごみを同一収集日から各々の収集日に変更した。平成3年度からは、資源ごみが常時排出できるビンカンボックスを段階的に設置し、平成10年度からペットボトルを店頭及び公共施設に設置した専用回収容器で分別収集することとした。平成11年7月からは、年々増加するプラスチックごみに対応するため「プラスチックごみの日」を設け、毎週水曜日に収集することとした。平成13年度からは、4月に家電リサイクル法が施行されたことに伴い、大きなごみのステーション収集を廃止し、東部環境センター内に設置した戸別収集受付センターへの電話申込による戸別有料収集に切り替えた。また、多発する収集車両の火災を未然に防ぐため、火災原因と思われるガスライター・カセット式ガスボンベ・スプレー缶をもやせないごみから分離し、蛍光管と同一日に「蛍光管などの日」として月1回ステーション収集することとした。平成15年7月からは持続可能な循環型社会の構築を進めるため月2回収集の「もやせないごみ」を「こわすごみ」と「うめるごみ」の2つに分けて収集することとした。同時に収集の更なる効率化と円滑化を図るため、もやすごみの収集エリアの見直しを行い一部の校区で収集曜日を変更した。また、布類を「蛍光管などの日(平成18年7月「危険・布類の日」に名称変更)」に月1回ステーション収集するとともに、古紙・布類を回収するためのリサイクルステーションを開設した。平成17年4月にはプラスチックリサイクルセンターも稼働しプラスチックごみの全量を処理している。ごみ分別の精度を高め、より効率的なリサイクルを進めるため、平成18年7月からプラスチック類の分別の見直しや、有水銀の乾電池・体温計のステーション収集化等のごみの出し方を一部変更し、平成20年7月からは、増量するペットボトルに対応するため、週1回ステーション収集を開始し、平成23年4月から既存のペットボトル専用回収容器による収集を廃止した。また、平成21年7月から布類のリサイクルを促進するため、単独の収集日を設けた。平成29年4月から、もやすごみに含まれる生ごみを資源として活用するため、新たに「生ごみ」の分別収集を開始し、びん・カンの収集については、平成3年度から活用してきたビンカンボックスを廃止し、ステーション収集に移行した。生ごみとびん・カンのステーション収集の開始に伴い、既存のプラ・ペットや布類、うめるごみの収集回数の見直しと、容器包装廃棄物の対象を明確にするため、「プラスチックごみ(資源)」から「プラマークごみ」に名称変更を行った。

#### ① 分別区分の推移

昭和21年	2分別	(可燃物・不燃物)
46年	3分別	(可燃物・不燃物・粗大ごみ)
52年	4分別	(可燃物・不燃物・粗大ごみ・有害ごみ)
55年	5分別	(もやせるごみ・もやせないごみ・資源ごみ・大きなごみ・有害ごみ)
平成11年	6分別	(もやせるごみ・もやせないごみ・プラスチックごみ・資源ごみ・大きなごみ・有害ごみ)
15年	7分別	(もやすごみ・こわすごみ・うめるごみ・プラスチックごみ・資源ごみ・大きなごみ・有害ごみ)
29年	11分別	(もやすごみ、生ごみ、びん・カン、プラマークごみ、ペットボトル、危険ごみ、こわすごみ、布類、うめるごみ、古紙、大きなごみ)

区分	対象品目(具体例)	収集方法	収集回数
もやすごみ	資源にならない紙くず、汚れたプラスチック容器包装類、汚れた布類、革製品、30 cm以内の日用品類(金属製品以外)、木の板、木の枝 等	ステーション	週2回
生ごみ	野菜、総菜、果物、穀類、調理くず、食べ残し、菓子類、肉類、魚介類 等	ステーション	週2回
びん・カン	びん：飲料・食品用のガラス製のびん、化粧品のびん カン：飲料・食品用のアルミ缶、スチール缶	ステーション	週1回
プラマークごみ	ボトル類、トレイ・パック類、袋類、カップ類、ペットボトルのキャップ・ラベルなどの内、汚れていないものまたは、水ですすいで汚れが取り除けるもの	ステーション	週1回
ペットボトル	飲料用、調味料用のペットボトル	ステーション	週1回
危険ごみ	蛍光管、有水銀類、スプレー缶、針類、刃物類 等	ステーション	4週1回
こわすごみ	60 cm未満の小型家電類、その他 120 cm未満の日用品類	ステーション	4週1回
布類	衣類、ハンカチ、タオル、カーテン、シーツ等の内、汚れていないもの	地域資源回収	-
		リサイクルステーション等	拠点収集
		ステーション	8週1回
うめるごみ	割れたびん、陶磁器類、ガラス製品、ブロック、レンガ類 等	ステーション	8週1回
古紙	新聞・チラシ、ダンボール、雑誌、牛乳パック等、雑がみ	地域資源回収	-
		リサイクルステーション等	拠点収集
大きなごみ	指定品目(電子レンジ、カーペット、布団、ベッド、自転車 等) 指定品目以外(1辺が60 cm以上の電気・ガス・石油器具類、高さ90 cm以上または幅120 cm以上の家具類、1辺が120 cmを超えるその他のもの)	戸別有料収集	随時

## ② ごみステーション等

### 1) ごみステーション等設置の基本的な考え方

ア. 15～30 世帯を目安に 1 か所設置

イ. 道路幅員 6m 以上で通り抜け可能なこと

ウ. 道路脇の交通に支障のない場所

国道 1 号等片側 2 車線以上の幹線道路・信号交差点・横断歩道の隣接地等を除く

エ. 民家に近く管理しやすい場所（不法持ち出し防止のため）

オ. 変更要件の少ない場所

### 2) ステーション等の推移

（各年度 3 月 31 月現在）

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
ごみステーション		4,957	4,998	5,085	5,156	5,210
変 更	新 設	71	62	122	91	82
	廃 止	21	21	35	20	28
	移 動	169	209	213	202	216
ビンカンボックス		2,155	2,151	2,146	2,132	0

## ③ ふれあい収集

家庭ごみをステーションなどへ自ら持ち出すことが困難な世帯を対象として、戸別収集が必要と認められた世帯ごとに、玄関先で収集する制度で、平成 14 年 7 月から開始した。

対象者は、原則 65 歳以上又は体の不自由な者のうち、一人暮らしの世帯で、ごみの持ち出しに周りの協力が得られない世帯とする。また、一定期間ごみの持ち出しが見られない場合は、玄関の呼び鈴を鳴らすなど安否の確認を行う。

## (3) 中間処理

### ① 資源化センター

地球規模での環境問題のひとつである廃棄物問題に適切に対応するため、資源消費型社会から脱却し資源循環型社会の構築への取り組みのため、平成 14 年に資源化センター焼却施設を更新し、環境に優しく、資源循環型の「熱分解・高温燃焼溶融炉」を導入した。この最新のごみ処理施設の特長については次のとおりである。

1) 煙突から排出される排ガスは極めてクリーンで、公害の心配がない。

ごみを約 450℃で蒸し焼きにして熱分解ガスとカーボンに改質し、これを約 1,300℃の高温で完全燃焼させ、ダイオキシン類の発生を抑制する。燃焼後の排ガスは、廃熱ボイラ・減温塔で 170℃まで急冷された後、2 段のバグフィルタで除塵、脱塩をし、さらに触媒反応塔で窒素酸化物とダイオキシン類が除去される。

2) スラグ化することで埋立処分量を大幅に減容する。

約 1,300℃の高温燃焼によりカーボン中の灰分を溶かし、スラグとして回収、有効利用する。また排ガス中に含まれる飛灰は1段目のバグフィルタで回収し、再び溶融炉に送られスラグ化する。このため、埋立処分するのは、2段目のバグフィルタで回収された脱塩残渣が主なものである。

3) 有価金属類のリサイクルに優れている。

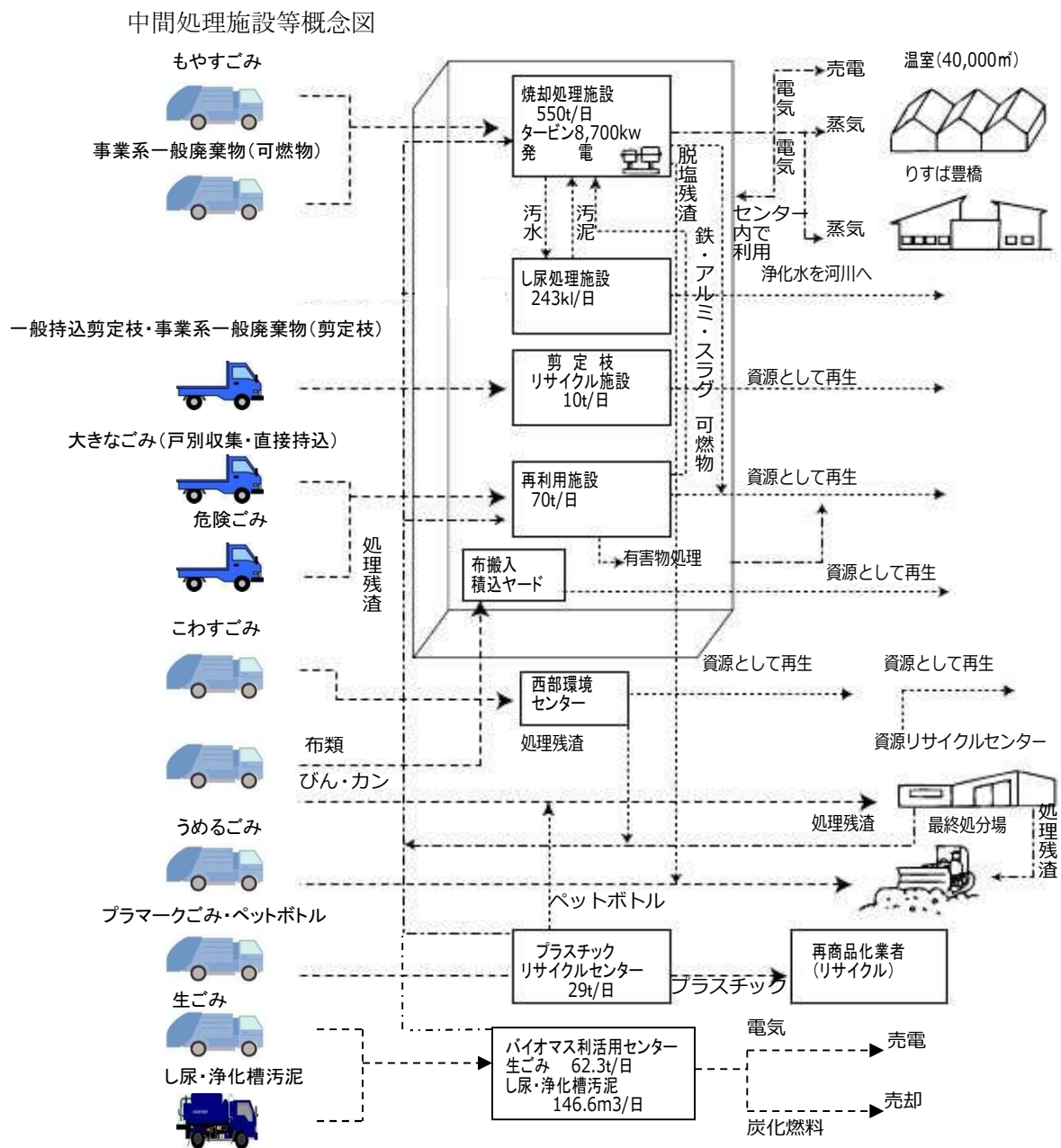
ごみに混入する鉄、アルミ缶などの金属類は、熱分解後の分別行程で選別、回収される。熱分解ドラム内は、約 450℃という比較的低温で酸素のない状態のため、金属類は酸化せずに回収される。

4) スラグは有効に利用する。

スラグはガラス質の砂状で、品質も安定しているため、アスファルト混合物用細骨材、コンクリート二次製品用細骨材などの土木建設資材として有効利用している。

5) 余熱を有効利用する。

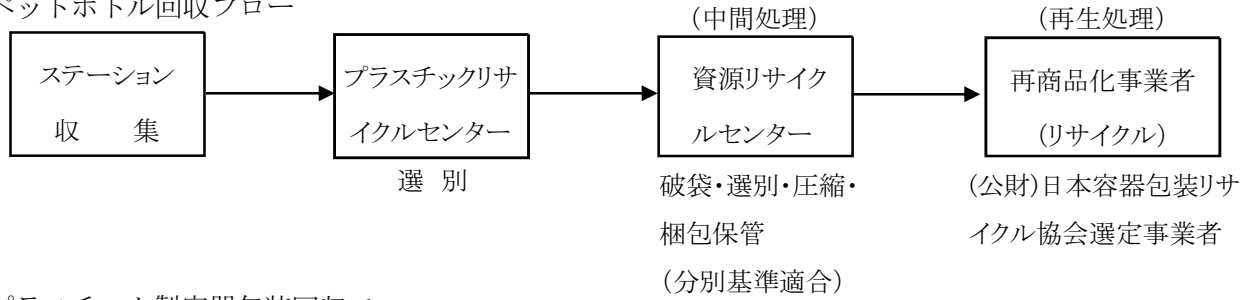
空気比 1.2 という少ない空気量で完全燃焼できるため、排ガスの持ち出す熱量が小さく、さらに高温・高圧 (400℃、40 気圧) の蒸気条件により効率よく熱回収でき、高い発電効率を得られる。発電された電気は施設内で使用され、余った電気は電力会社へ売電する。また、発電以外にも、蒸気を温室や温水プールなどに利用している。



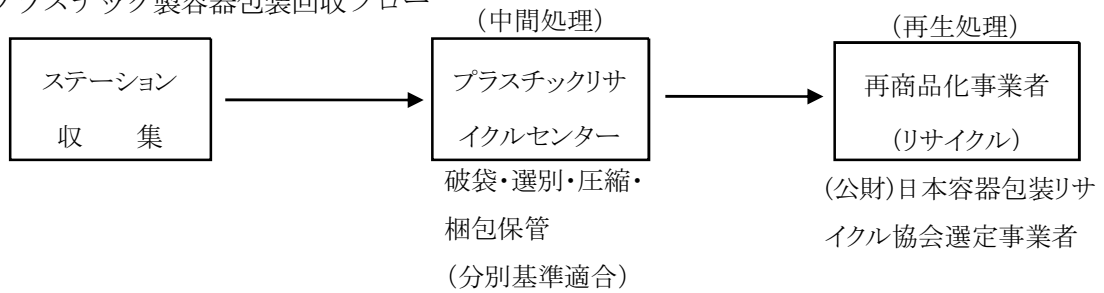
② 資源リサイクルセンター、プラスチックリサイクルセンター

回収した容器包装廃棄物は、資源リサイクルセンターとプラスチックリサイクルセンターで選別や圧縮を行い、付加価値を高めたうえで市場に還元している。

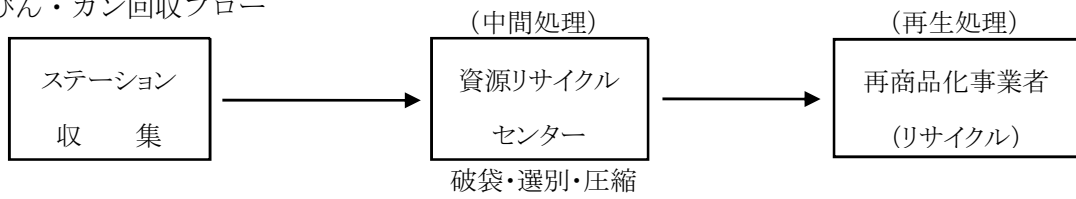
1) ペットボトル回収フロー



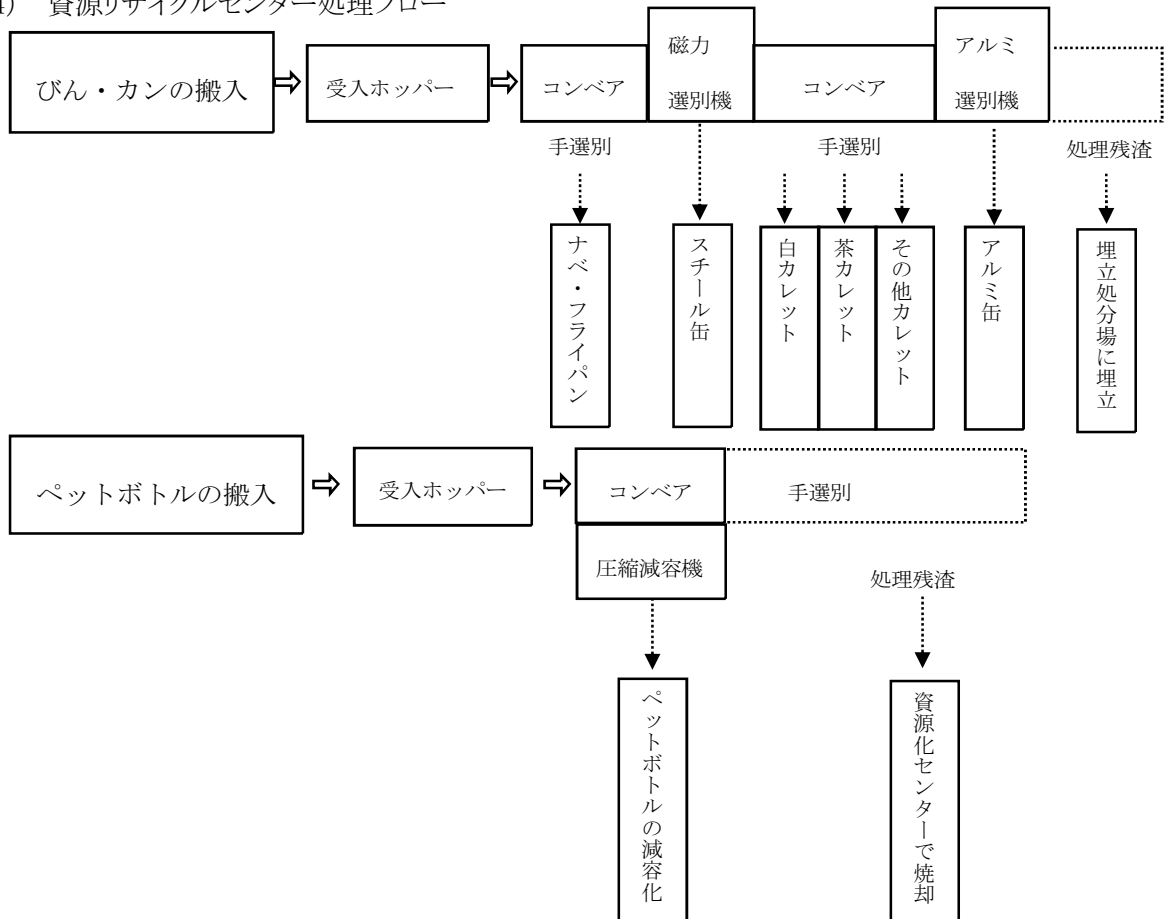
2) プラスチック製容器包装回収フロー



3) びん・カン回収フロー



4) 資源リサイクルセンター処理フロー



#### (4) 最終処分

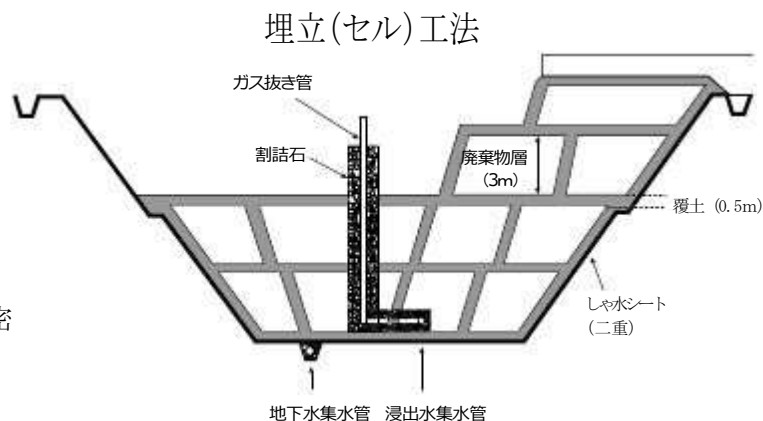
従来、多量の一般廃棄物は自己搬入により、不燃物や粗大ごみ等は市直営により埋立地へ投入処分されていたが、昭和45年度からは、高豊土地改良区の計画に組み入れ、市南部地域において窪地等を利用してセル方式により埋立処分を行っている。

昭和47年度には埋立処理課を新設し、埋立処分の有料許可制を実施することとなった。昭和55年度からは家庭系廃棄物の分別収集が開始され、順次分別の拡充とリサイクルの推進が行われ、廃棄物の再資源化と減量化により、埋めるごみの削減が図られている。産業廃棄物については、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内において併せて処分していたが、最終処分場の確保が困難な状況の中で、市民から排出される一般廃棄物の処分にも支障が生じることとなったため、平成12年度より産業廃棄物の受入れを公共廃棄物に限定し、現施設の延命を図ることとした。

なお、環境保全対策としては、埋立地周辺の河川及び地下水の調査、廃棄物から発生するガス分析等を実施し、埋立地周辺の環境を監視している。

また、有害廃棄物の投入規制、埋立工法の改善、伊古部・高塚浸出水処理施設の建設等、環境保全を図っている。

平成19年度には、20.7haの用地取得を完了し、平成21年度から2か年をかけて新規最終処分場の建設工事を行い、平成23年度から供用を開始している。



##### ○埋立施設 準好気性

廃棄物を早期に分解させるため、密閉状態にせず、開放部分から空気が自然に流通するように集水管とガス抜き管が設置されている。

浸出水による地下水汚染防止のため、しゃ水シートと浸出水集水管が設置されている。

##### ○埋立工法

埋立ごみ及び法面に覆土を施し、セル（細胞）状に仕上げる。



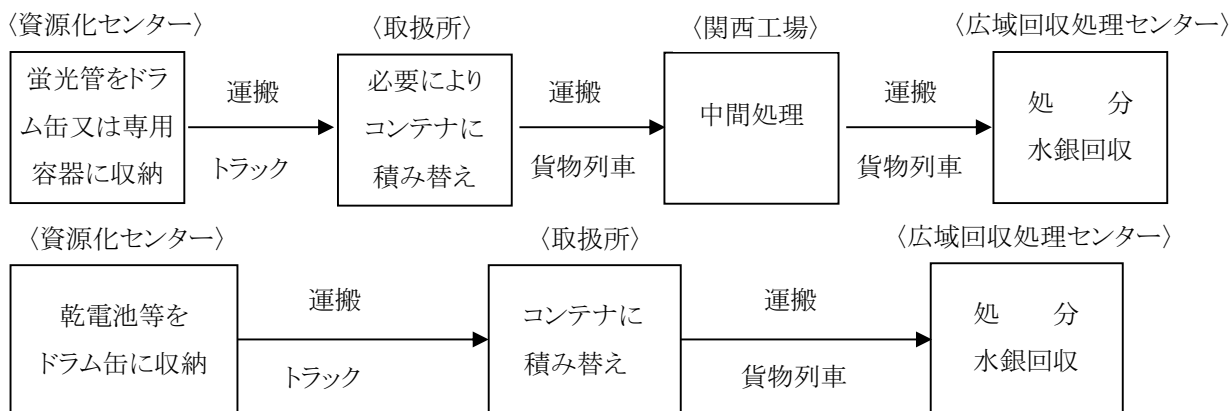


(5) 危険ごみの回収(蛍光管・有水銀乾電池・有水銀体温計)

現在、蛍光管、有水銀乾電池・体温計を分別収集し、資源化センターに搬入している。  
この危険ごみには、水銀などの環境汚染物質が含まれており、将来の市民生活の安全性を考え、効率的かつ安全な処理を行う広域回収処理センターに、平成3年度より処理委託をしている。

処分委託先：野村興産(株)関西工場、野村興産(株)イトムカ鉱業所

【処理フロー】



○蛍光管・有水銀乾電池の処理実績

(単位：t)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
搬入量		41	42	37	29	37
処分数量	乾電池	0	0	0	0	0
	蛍光管等	40	42	37	29	37
運搬回数	運搬回数	21	20	18	14	18
	ドラム缶本数	28	32	35	27	36
	コンテナ个数	252	252	216	168	212

(6) 犬・猫等の死体処理

路上等で死んだ飼主不明の犬・猫等については、無償で収集・処理している。また、飼主のある犬・猫等の場合は、手数料610円（ただし、直接環境センターに搬入した場合は無料）を徴収し、収集・処理している。

## (7) ごみの収集及び処理実績

## ① 収集量

(単位：t)

年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (速報値)
区分						
家庭収集	も や す ご み	73,867	72,854	72,303	65,460	47,789
	生 ご み	-	-	-	-	14,663
	こ わ す ご み	3,188	3,015	3,432	3,090	3,757
	う め る ご み	1,188	1,214	1,309	1,059	790
	プ ラ マ ー ク ご み	3,834	3,526	3,641	3,624	3,190
	大 き な ご み	268	252	233	249	322
	び ん ・ カ ン	5,228	5,236	5,182	5,021	3,637
	布 類	807	765	882	836	806
	ペ ッ ト ボ ト ル	550	591	554	611	717
	危 険 ご み	179	184	180	181	211
	小 計 (前年度比)	89,108 (△ 1.1%)	87,637 (△ 1.7%)	87,715 (0.1%)	80,130 (△ 8.6%)	75,883 (△ 5.3%)
	持 込 込 込 家 庭 持 込 込 込 (530 含 込 込)	6,359	6,253	6,295	6,064	5,607
災 害 廃 棄 物(b)	132	89	6	21	139	
事業系	公 共 廃 棄 物	2,961	2,619	2,698	2,804	3,069
	事 業 所 一 廃	37,107	37,934	38,004	39,800	39,871
	事 業 所 産 廃(c)	3,426	3,176	3,307	2,773	2,922
	計 (d) (前年度比)	43,494 (5.1%)	43,730 (0.5%)	44,008 (0.6%)	45,377 (3.1%)	45,862 (1.1%)
リサイクルステーション等	1,757	1,623	1,112	994	973	
合 計 (a) (前年度比)	140,851 (0.7%)	139,330 (△ 1.1%)	139,136 (△ 0.1%)	132,586 (△ 4.7%)	128,464 (△ 3.2%)	

※端数処理のため、一部合計が一致しない。

## ② 処理量

年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (速報値)
区分						
焼 却		130,567	128,704	129,856	123,657	111,860
防 疫 品 ( 焼 却 )		-	536	-	-	-
再 利 用		14,571	13,879	13,097	12,865	11,707
剪 定 枝		1,557	1,467	1,783	1,851	1,376
西 部 環 境 セ ン タ ー		3,185	3,000	3,431	3,065	3,754
資 源 リ サ イ ク ル セ ン タ ー		5,778	5,827	5,736	5,632	4,354
プ ラ ス チ ッ ク リ サ イ ク ル セ ン タ ー		4,520	4,273	4,195	4,525	3,907
バ イ オ マ ス 利 活 用 セ ン タ ー		-	-	-	-	11,641
埋 立		11,398	12,140	11,084	10,686	10,592
民 間 施 設 (リサイクルステーション・家電4品目)		1,777	1,640	1,129	1,011	988
合 計 (前年度比)		173,353 (△ 2.2%)	171,465 (△ 1.1%)	170,311 (△ 0.7%)	163,292 (△ 4.1%)	160,179 (△ 1.9%)

※端数処理のため、一部合計が一致しない。

③ 資源化量

区分		年度				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (速報値)
びん・カン		4,441	4,490	4,263	4,293	2,899
ペットボトル		465	584	584	527	503
プラスチック		2,852	2,874	2,683	2,363	2,434
古紙		1,289	1,190	763	619	544
布類		1,189	1,165	862	821	872
食用油		7	7	6	6	7
家具		11	11	9	11	12
有価物 処理 処分 施設	資源化センター	2,202	1,871	2,285	1,980	2,367
	資源化センター(スラグ)	5,409	4,428	4,512	4,401	3,994
	剪定枝リサイクル施設	1,557	1,467	1,783	1,851	1,327
	資源リサイクルセンター	8	5	3	15	8
	バイオマス活用センター	—	—	—	—	9,600
	蛍光管処理委託量	41	42	37	29	37
	最終処分場	6	9	2	8	8
地域資源回収(e)		8,746	8,185	8,138	7,722	7,215
合計		28,223	26,328	25,929	24,647	31,828

※端数処理のため、一部合計が一致しない。

④ 家庭系ごみ量及びリサイクル率

区分		年度				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (速報値)
家庭系 ごみ 量	家庭系ごみ量 (a-b-d+e)	105,970	103,697	103,260	94,910	89,678
	市民1人当りごみ量(※)	764	750	746	688	652
	1世帯当りごみ量	1,926	1,876	1,848	1,687	1,575
	人口(10月1日時点)	380,216	378,898	378,383	377,999	377,431
	世帯(10月1日時点)	150,741	151,449	152,659	154,124	155,994
リ サイ クル 率	ごみ量(※)	146,038	144,250	143,961	136,778	131,646
	資源化量	28,223	26,328	25,929	24,647	31,828
	リサイクル率	19.4%	18.3%	18.0%	18.0%	24.2%

※実績値は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値

## 2. ごみ減量・資源化

豊橋市ではごみの発生を抑制し、一層の再資源化を推進するため、平成 27 年度に「廃棄物総合計画」を改訂し、平成 27 年度を基準に 32 年度を目標としてごみ量の 12%減量、リサイクル率 28%への引き上げ、最終処分量の 30%減量に向けてさまざまな施策を行っている。

### (1) 地域資源回収団体奨励事業

資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、資源ごみのうち「紙、布、アルミ缶又はスチール缶」を回収した団体に対して奨励金を交付するもので、平成 2 年 7 月より実施している。また、資源回収量の増加及び環境教育の推進を図るため、未活用となっている資源物回収容器の小中学校への譲与を平成 25 年度から行っている。

#### ① 交付対象団体

校区自治会	町自治会	子ども会
女性会	老人クラブ	幼稚園保護者連絡会
保育園保護者連絡会	認定こども園保護者連絡会	小学校 PTA
中学校 PTA	その他市長が認めた福祉団体等	

#### ② 交付要件

登録団体が紙、布、アルミ缶又はスチール缶について資源回収活動を実施し、登録業者によって回収された場合。

#### ③ 交付額

従量額（回収品目と回収重量に応じて奨励金を交付）

	20・21 年度	22～24 年度	25 年度	26～28 年度	29・30 年度
新聞・チラシ	3 円/kg	3.5 円/kg	3.5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg
ダンボール、雑誌	5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg		
牛乳パック等	3 円/kg	3 円/kg			
布	5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg	5 円/kg
アルミ缶、スチール缶	—	—	15 円/kg	15 円/kg	10 円/kg

※事業協力費は平成 25 年度に廃止。

### (2) リサイクルステーション事業

資源回収事業の一環として、古紙や布類の回収拡大を図るため、リサイクルステーションをイオン豊橋南店、アピタ向山店及びふれあいコープあ・ん・ずに設置した。

また、平成 21 年 7 月から食用油の回収を開始し、小型家電を 25 年 7 月からあいコープあ・ん・ず、26 年 7 月からイオン豊橋南店、アピタ向山店のリサイクルステーションで回収を行っている。

平成 27 年 1 月にアピタ向山店を閉鎖したが、その代替として東雲町にあずまだを 27 年 7 月に開設した。平成 27 年 11 月にふれあいコープあ・ん・ずを閉鎖した。

平成29年度地域資源回収量(団体別)

項目 団体	団体数		実施回数		回収量(kg)										奨励金 (円)
	登録団体	実施団体	回数	平均	紙					布	アルミ缶	スチール缶	合計		
					新聞・チラシ	ダンボール	雑誌	牛乳パック等	計				前年度比		
校区自治会	15	12	102	8.5	559,460	142,560	176,650	1,905	880,575	6,230	4,005	5	890,815	8.7%	4,474,125
町自治会	321	94	691	7.4	657,724	307,606	290,808	6,619	1,262,757	21,214	12,558	2,371	1,298,900	△6.2%	6,569,144
子ども会	33	29	76	2.6	157,890	89,900	68,680	2,795	319,265	9,550	1,915	25	330,755	△15.8%	1,663,475
女性会	2	2	13	6.5	3,920	4,570	1,380	80	9,950	0	135	0	10,085	6.0%	51,100
老人クラブ	15	11	88	8.0	109,690	48,100	46,410	1,320	205,520	4,300	4,138	1,386	215,344	4.0%	1,104,335
幼稚園保護者連絡会	11	9	49	5.4	12,170	11,974	10,820	1,496	36,460	610	805	173	38,048	△12.2%	195,130
保育園保護者連絡会	37	29	179	6.2	91,338	118,517	51,396	6,019	267,270	2,818	3,847	199	274,134	△34.5%	1,390,901
認定こども園保護者連絡会	11	11	47	4.3	35,520	42,903	16,820	1,460	96,703	185	914	4	97,806	138.1%	493,624
小学校PTA	52	49	284	5.8	1,084,178	531,333	489,407	29,754	2,134,672	39,535	13,081	1,691	2,188,979	△5.2%	11,018,756
中学校PTA	20	20	100	5.0	701,465	290,611	335,069	12,980	1,340,125	31,420	8,247	87	1,379,879	△10.1%	6,941,068
その他	56	45	717	15.9	129,199	230,605	94,915	14,373	469,091	10,062	9,393	1,627	490,173	△12.8%	2,505,959
合計	573	311	2,346	7.5	3,542,554	1,818,679	1,582,355	78,801	7,022,388	125,924	59,038	7,568	7,214,918	△6.6%	36,407,617

※端数処理のため、一部合計が一致しない。

地域資源回収年度別回収量実績

項目 年度	団体数		実施回数		回収量(kg)										奨励金 (円)
	登録団体	実施団体	回数	平均	紙					布	アルミ缶	スチール缶	合計		
					新聞・チラシ	ダンボール	雑誌	牛乳パック等	計				前年度比		
平成25年度	528	295	1,924	6.5	4,715,067	1,607,855	2,129,999	100,166	8,553,087	125,170	64,641	2,777	8,745,675	△2.2%	37,247,200
平成26年度	545	287	2,065	7.2	4,352,625	1,620,126	1,930,162	90,881	7,993,795	121,078	67,116	2,766	8,184,755	△6.4%	41,622,578
平成27年度	552	290	2,087	7.2	4,284,881	1,653,190	1,916,406	79,918	7,934,395	133,647	66,161	3,754	8,137,958	△0.6%	41,388,936
平成28年度	564	298	2,127	7.1	3,894,346	1,797,884	1,760,864	75,560	7,528,654	119,733	67,474	6,381	7,722,241	△5.1%	39,349,745
平成29年度	573	311	2,346	7.5	3,542,554	1,818,679	1,582,355	78,801	7,022,388	125,924	59,038	7,568	7,214,918	△6.6%	36,407,617

※平成25年度より奨励金交付対象団体を拡大。実施回数に応じた事業協力費を廃止し、回収量に対する従量制に完全移行した。

リサイクルステーション年度別回収量実績

(単位: kg)

回収品目 年度	紙					布	食用油	合計	
	新聞・チラシ	ダンボール	雑誌	牛乳パック等	計			前年度比	
平成25年度	374,260	198,270	614,310	3,880	1,190,720	445,940	7,093	1,643,753	△12.3%
平成26年度	334,020	197,610	539,640	3,720	1,074,990	406,660	6,989	1,488,639	△9.4%
平成27年度	181,380	118,060	326,580	1,950	627,970	312,200	5,620	945,790	△36.5%
平成28年度	137,670	121,280	234,920	2,310	496,180	300,658	5,846	802,684	△15.1%
平成29年度	107,280	110,710	193,830	2,200	414,020	319,902	7,493	741,415	△7.6%

### (3) 小型家電の回収

平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行され、レアメタル等の貴重な金属資源を含む小型家電の回収、再資源化を促進するため、ステーション回収の「こわすごみ」からのピックアップ回収や、環境センターやリサイクルステーションにおける拠点回収等の様々な回収手段を設け、市民の持ち出し機会の拡充と回収量の増加を図っている。

平成 29 年 8 月から、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のメダルの原料として利活用する取組みを進めている。

	回収量(トン)			
	拠点回収	こわすごみからの ピックアップ回収	資源化センターへの 持ち込み	イベント回収
25 年度	5.04	73.07	189.36	0.03
26 年度	7.30	97.83	386.2	0.01
27 年度	6.52	129.37	402.55	0.03
28 年度	7.76	164.18	311.07	0.03
29 年度	10.37	210.76	291.72	0.01

※拠点回収・・・平成 25 年 7 月から 4 か所、11 月から 17 か所、26 年 7 月から 19 か所、平成 27 年 1 月から 18 か所、7 月から 19 か所、12 月から 18 か所

※イベント回収・・・25 年度実施回数：4 回、26 年度実施回数：3 回、27 年度実施回数：3 回  
28 年度実施回数：2 回 29 年度実施回数：2 回

### (4) ごみ減量リサイクル推進店

市内で事業活動を営み、ごみ減量化・リサイクルに取り組む店舗をごみ減量リサイクル推進店(エコショップ)として認定している。認定された店舗では、簡易包装・はかり売りの推進、リサイクル商品、詰め替え用商品の販売、牛乳パック等の回収資源化などが行われている。

### (5) レジ袋削減(有料化)の取り組み

ごみ減量及び省資源・省エネルギーを目的に、平成 25 年 4 月よりスーパー等の市内店舗と 530 運動環境協議会と連携し、レジ袋の有料化及びマイバッグの利用の呼び掛けによるレジ袋の削減に取り組んでいる。

年度	参加店舗数	辞退率	レジ袋削減量(推計)
25 年度	29 事業者 62 店舗	76.5% (実績)	27,760,008 枚 (約 278 トン)
26 年度	27 事業者 58 店舗	71.4% (実績)	19,878,684 枚 (約 199 トン)
27 年度	28 事業者 58 店舗	77.2% (実績)	19,688,465 枚 (約 197 トン)
28 年度	26 事業者 54 店舗	79.0% (実績)	24,922,927 枚 (約 249 トン)
29 年度	25 事業者 53 店舗	79.9% (実績)	25,784,450 枚 (約 258 トン)
30 年度	24 事業者 53 店舗	80% (目標)	—

※辞退率・・・レジ袋辞退者数(レジ通過者数－レジ袋購入者数)÷レジ通過者数×100

※レジ袋削減量・・・レジ袋辞退者数×1.2 枚(レジ袋購入者の平均購入枚数) 1 枚を 10g として推計

※平成 30 年度の店舗数は、平成 30 年 8 月現在のもの。

## (6) 生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機購入補助事業

家庭の生ごみの減量及び減量意識の高揚を図ることを目的として、生ごみ減量容器及び電動式生ごみ処理機を購入する市民に対し補助金を交付し、普及を支援している。

生ごみ減量容器購入補助事業は昭和 61 年度より 3 年間実施し、平成 5 年度より再開した。また電動式生ごみ処理機購入補助事業を平成 11 年度より開始し、平成 28 年度をもって終了した。

### ① 補助要件

#### <補助対象>

- ・市内販売店で購入したもので、生ごみを自家処理する市民
- ・市税の滞納がなく、とよはしエコファミリー世帯に登録している者

#### <補助金額>

- ・生ごみ減量容器の購入費の 1/2 以内で、限度額 3,000 円

### ② 補助実績

年度	生ごみ減量容器			電動式生ごみ処理機		
	申請件数	補助基数	補助金額	申請件数	補助基数	補助金額
25	59	65	154,700	57	57	1,140,000
26	38	44	103,900	49	49	961,600
27	45	49	116,600	54	54	1,076,800
28	66	76	192,400	61	61	1,185,800
29	72	78	188,800	—	—	—
30 (予算)	—	40	120,000	—	—	—

## (7) 事業系一般廃棄物減量化事業

事業系一般廃棄物の再利用を通じた減量化を推進するため、再利用及び減量に関する計画の作成と実施の指導を行い、環境の保全と資源の有効利用を図ることを目的とし、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 15 条の規定により、一定規模以上の事業用建築物の所有者に対し、当該建築物から発生する事業系一般廃棄物の再利用を通じた減量を推進するため、毎年度減量計画書を提出させ、必要な指導・助言を行っている。また、事業系ごみガイドブックを作成し、事業所でのごみ減量への取り組みを促進している。

(対象事業者の基準)

- ① 事務所等の延床面積が、1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用の建築物の所有者
- ② その他市長が必要と認める事業用の建築物の所有者

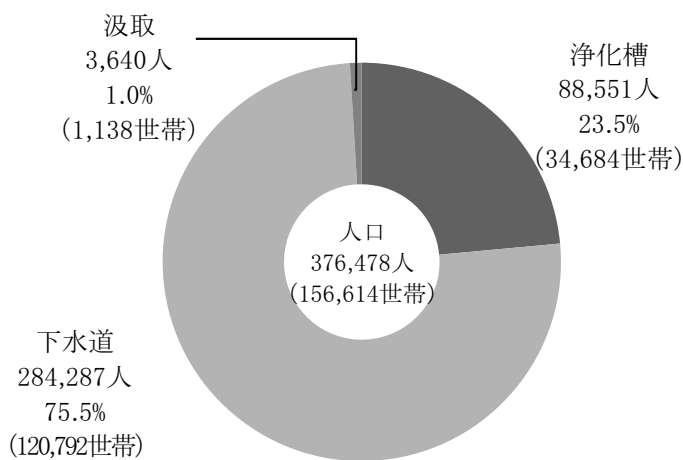
### 3. し尿の処理

#### (1) し尿処理の概要

し尿の収集は、家庭などから排出されるし尿のうち、水洗便所を除いた汲み取り便所のし尿を全市域を対象に、許可業者により行っている。そもそも、し尿収集は昭和20年代市街地周辺の農家が自由収集したのが始まりで、当時はほとんど農地還元を行っていた。昭和27年度から業者の収集が開始され、昭和32年度から始めた直営収集と併せて軌道にのった。また昭和37年度には、し尿処理業者10社で「豊橋市清掃事業協同組合」を結成し、翌年度から浄化槽汚泥の抜き取りも許可し、収集するようになった。

し尿処理の現状は、人口の75.5%が公共下水道等、23.5%が浄化槽、残り1.0%が汲み取りによるものである。平成26年度末で直営によるし尿の収集を廃止したため、現在はし尿、浄化槽汚泥共に許可業者9社が収集運搬し、本市処理施設にて処理している。

#### (2) し尿処理形態別人口比率(H30.3.31日現在)





## (3) し尿、浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：kℓ)

年度	区分	生し尿			浄化槽汚泥	合 計
		直営収集	許可業者	計		
20		116	3,571	3,687	46,454	50,141
21		96	3,369	3,465	47,161	50,626
22		89	2,797	2,886	47,158	50,044
23		88	2,566	2,654	46,985	49,639
24		77	2,384	2,461	47,448	49,909
25		74	2,354	2,428	48,308	50,736
26		80	2,175	2,255	48,066	50,321
27		0	1,936	1,936	47,628	49,564
28		0	1,875	1,875	49,132	51,007
29		0	1,773	1,773	47,890	49,663

## (4) し尿処理人口、世帯の推移

(各年度3月31日現在)

区分		24 年 度		25 年 度		26 年 度	
		世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口
汲み取り	直 営	41	80	41	80	41	80
	許 可 業 者	1,530	4,895	1,511	4,836	1,396	4,467
	小 計	1,571	4,975	1,552	4,916	1,437	4,547
浄 化 槽		34,042	91,768	33,576	89,791	33,331	88,222
下 水 道	公 共 下 水 道	106,346	258,876	107,628	259,830	108,692	260,438
	地 域 下 水 道	5,416	16,663	5,495	16,662	5,621	16,731
	農 業 集 落 排 水	2,343	7,396	2,354	7,331	2,683	8,024
	小 計	114,105	282,935	115,477	283,823	116,996	285,193
合 計		149,718	379,678	150,605	378,530	151,764	377,962

区分		27 年 度		28 年 度		29 年 度	
		世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口
汲み取り	直 営	—	—	—	—	—	—
	許 可 業 者	1,243	3,977	1,204	3,852	1,138	3,640
	小 計	1,243	3,977	1,204	3,852	1,138	3,640
浄 化 槽		33,691	88,321	34,191	88,323	34,684	88,551
下 水 道	公 共 下 水 道	109,851	260,559	110,826	260,032	112,194	259,805
	地 域 下 水 道	5,639	16,576	5,639	16,423	5,695	16,253
	農 業 集 落 排 水	2,782	8,142	2,872	8,256	2,903	8,229
	小 計	118,272	285,277	119,337	284,711	120,792	284,287
合 計		153,206	377,575	154,732	376,886	156,614	376,478

※地域下水道とは、コミュニティプラントと特定環境保全公共下水道を合わせた本市独自の名称

## (5) 浄化槽設置整備事業

### ア. 補助制度の概要

公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を保全する必要から、従来より、公共下水道の普及促進、農業集落排水処理施設等の整備が各機関により進められているが、これらの整備の予定がない地域における生活排水対策の一つとして、生活雑排水をし尿と併せて効率的に処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を昭和63年度より実施している。

また平成18年度から、新築の場合は住居用途等に限定した補助制度に変更するとともに、新たに浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費に対して助成することとした。

なお23年度から、新築及び建築確認を伴う増改築による浄化槽の設置については補助対象外とし、26年度から27年度は、環境に配慮した低炭素社会対応型合併処理浄化槽のみを補助対象としていた。28年度からは低炭素社会対応型浄化槽に代わって、環境配慮型浄化槽のみを補助対象とするとともに、補助対象の建築物から飲食店を除外した。

#### ① 補助対象となる浄化槽

- ・処理対象人員 50 人以下の環境配慮型浄化槽

#### ② 補助金の交付を受けることのできる者

次の建築物に合併処理浄化槽を設置しようとする者

単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換（浄化槽設置届出書を伴う改造）

- ①専用住宅
- ②併用住宅（延べ床面積1/2以上を居住の用に供する建築物）
- ③集合住宅
- ④公民館・地域集会所
- ⑤その他市長が認める建築物

#### ③ 補助対象地域

豊橋市域のうち、下水道法に基づく公共下水道及び流域下水道の認可区域以外の地域で、次に定める区域を除く地域とする。

- ・豊橋市地域下水道条例（平成11年3月31日条例第28号）で定める地域下水道処理区域
- ・その他市長が指定する区域

#### ④ 補助金額（平成30年度）

処理対象人員（人）	限度額（円）
5	388,000
6～7	483,000
8～50	640,000

区分	限度額（円）
浄化槽設置に伴う 単独処理浄化槽の撤去	90,000

イ. 設置状況

平成29年度は、40基に対して補助を行い、その概要は次のとおりであった。

- ・人槽別の設置状況では5人槽が19基（47.5%）で最も多く設置された。
- ・設置場所の放流先は梅田川流域が27基で全体の67.5%を占めていた。
- ・建築物の用途別では専用住宅（共同住宅を含む。）が97.5%を占めていた。
- ・設置場所の区域別では、市街化調整区域が85.0%を占めていた。
- ・単独処理浄化槽又は汲み取り槽別の転換基数では単独処理浄化槽からの転換が57.5%を占めていた。

① 人槽別設置基数

人 槽	5	7	10～50	計
基 数	19基	18基	3基	40基
割 合	47.5%	45.0%	7.5%	100%

② 流域別設置基数

河川名	梅田川	豊 川		柳生川	紙田川	その他の河川	計	
		うち神田川	うち豊川放水路					
基 数	27基	2基	0基	0基	4基	0基	7基	40基
割 合	67.5%	5.0%	-	-	10.0%	0.0%	17.5%	100%

③ 建築物の用途別設置基数

用 途	専 用 住 宅	併 用 住 宅	そ の 他	計
基 数	39基	1基	0基	40基
割 合	97.5%	2.5%	0.0%	100%

④ 区域別設置基数

区 域	市 街 化 区 域	市街化調整区域	計
基 数	6基	34基	40基
割 合	15.0%	85.0%	100%

⑤ 単独処理浄化槽又は汲み取り槽別の転換基数

区 分	単 独 処 理 浄 化 槽	汲 み 取 り 槽	計
基 数	23基	17基	40基
割 合	57.5%	42.5%	100%

(6) し尿料金値上げ抑制交付金

し尿処理業者に対してし尿汲み取り料金の値上げを抑制する措置としてし尿汲み取り量 180当り 10 円を事業助成のため交付するもの。市のし尿収集手数料の廃止に伴い、平成29年度より交付金を廃止した。

○年度別推移

区分／年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
許可業者し尿収集量 (ℓ)	2,354,539	2,175,135	1,936,242	1,875,434	1,772,574
抑制交付金 (円)	1,308,020	1,208,340	1,075,650	1,041,890	0

※し尿料金値上げ抑制交付金 10円/180 (29年4月より廃止)

(7) 生活保護世帯等し尿処理料金交付金

平成28年度までは豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 32 条第 1 号 (手数料及び費用の減免) により生活保護世帯等のし尿処理手数料を全額免除していた。平成29年度からは交付金に改めて交付している。

○年度別推移

区分／年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
免除世帯数 ( ) は件数	直 営	0	0	0	0	0
	許 可 業 者	16 (57)	16 (50)	13 (47)	13 (46)	13 (39)
	計	16 (57)	16 (50)	13 (47)	13 (46)	13 (39)
処 理 量 ( ℓ )	直 営	0	0	0	0	0
	許 可 業 者	17,190	15,120	12,966	13,122	11,772
	計	17,190	15,120	12,966	13,122	11,772
減 免 金 額 ( 円 )	直 営	0	0	0	0	0
	許 可 業 者	200,550	176,400	151,620	153,090	142,930
	計	200,550	176,400	151,620	153,090	142,930

(参考) し尿収集手数料

平成元年4月～ 4年4月 130円/180  
 4年5月～ 8年4月 150円/180  
 8年5月～14年4月 180円/180  
 14年5月～29年3月 210円/180  
 29年4月より廃止

**(8) 災害被災世帯し尿処理料金交付金**

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第32条第2号に基づく災害被災世帯に対し、し尿汲み取り手数料の2分の1を交付するもの。

ア. 災害被災の要件

大雨・洪水・高潮・津波等各注意報、警報及び特別警報が発令されたときであって、次に該当した場合。

- ① 雨量が時間あたり 20mm 以上であったとき
- ② 床下浸水以上の災害が認められたとき

イ. 交付実績

平成20年度に12世帯3,906戸に対し22,785円を交付。以降交付実績なし。

(参考) し尿収集手数料

平成2年4月～ 4年4月	130円／18ℓ
4年5月～ 8年4月	150円／18ℓ
8年5月～14年4月	180円／18ℓ
14年5月～29年3月	210円／18ℓ
29年4月より廃止	

#### 4. 産業廃棄物

平成 11 年 4 月 1 日、本市の中核市移行に伴い、産業廃棄物処理業の許可、廃棄物処理施設の設置許可、処理業者及び排出事業者の適正処理指導等の事務が愛知県から委譲された。

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請並びに産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下この項において「法」という。）の規定により都道府県知事又は政令で定める市の市長に対して行うこととされている。この「政令で定める市」を法の中では「指定都市等」と呼んでおり、本市を含め全国に 75 市あり、それぞれの市長が産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請並びに産業廃棄物処理施設の設置許可業務及びこれらに関する各種届出書の審査や適正処理に係る指導等の業務を行っている。本市では産業廃棄物の適正処理に関する基本的な事項を説明した冊子「産業廃棄物処理の手引き」を作成し、事業者などに配布するとともに、関係法令の改正時には排出事業者及び処理業者を対象として説明会を開催している。

また、産業廃棄物処理に関する監督指導の強化を図るとともに、「豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱」により運用していた産業廃棄物処理施設の設置等に関する事前協議制度について、「豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を平成 18 年 3 月に制定し、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開及び紛争のあっせんに関し必要な事項を定め同年 7 月より施行した（平成 22 年 4 月に「豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に名称変更）。

平成 23 年 3 月に、「あなたが主役ごみゼロとよはし～循環・安心のまちを目指して～」を基本理念とする「豊橋市廃棄物総合計画」を策定し、そのなかで、産業廃棄物行政を推進するため、排出事業者、処理業者、市民、行政など産業廃棄物に関係する全ての人を対象とし、「排出量・最終処分率の削減」「再生利用率の向上」「適正処理に向けた情報の公開・発信の充実」を目標とする「豊橋市産業廃棄物処理基本計画」を定めた。平成 27 年度には計画の見直しをし、内容の一部改訂を行った。

《指定都市等一覧》

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

北海道	札幌市	神奈川県	横浜市	兵庫県	神戸市	熊本県	熊本市	
	函館市		川崎市		姫路市		大分県	大分市
	旭川市		横須賀市		尼崎市		宮崎県	宮崎市
青森県	青森市	新潟県	相模原市	奈良県	西宮市	鹿児島県	鹿児島市	
	八戸市		新潟市		明石市		沖縄県	那覇市
岩手県	盛岡市	富山県	富山市	奈良市	計		75 市	
宮城県	仙台市	石川県	金沢市	和歌山県	和歌山市			
秋田県	秋田市	長野県	長野市	鳥取県	鳥取市			
福島県	郡山市	岐阜県	岐阜市	島根県	松江市			
	いわき市	静岡県	静岡市	岡山県	岡山市			
福島市	浜松市		倉敷市					
栃木県	宇都宮市	愛知県	名古屋市	広島県	広島市			
群馬県	前橋市		豊橋市		山口県	呉市		
	高崎市		岡崎市			福山市		
埼玉県	さいたま市	滋賀県	豊田市	香川県	下関市			
	川越市	京都府	大津市		愛媛県	高松市		
	越谷市		京都市			高知県	松山市	
千葉県	川口市	大阪府	大阪市	福岡県	高知市			
	千葉市		堺市		北九州市	福岡市		
	船橋市		高槻市			福岡市		
柏市	東大阪市	大牟田市						
東京都	八王子市		豊中市	長崎県	久留米市			
			枚方市		長崎市			
			八尾市		佐世保市			

(1) 産業廃棄物について

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、法及び法施行令により規定された下表に掲げるものをいい、あらゆる業種の事業活動に伴い排出される「燃え殻」「汚泥」「廃油」などの12種類、特定業種の事業活動に伴い排出される「紙くず」「木くず」「繊維くず」などの7種類及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの1種類の合計20種類に分類される。

さらに、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして法施行令で定めるものについては、「特別管理産業廃棄物」として区分され、以下のような規制がなされている。

- ① 特別管理産業廃棄物を処理する場合には、特別な処理基準が法に規定されている。
- ② 特別管理産業廃棄物を排出する事業所は、その適正処理の遂行のため「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置することが義務づけられている。

これらの産業廃棄物は、法により排出事業者が自らの責任で処理することが義務づけられており、自己処理できない場合については、処理されるまでの間適正に保管するとともに、法に規定する委託基準を遵守して産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理を行うことが義務づけられている。

(2) 産業廃棄物の種類

種類		内容
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	燃え殻	焼却炉残灰、炉清掃排出物、石炭がら、活性炭がら、その他の焼却残さ
	汚泥	工場排水等の処理後の泥状物、製造工程で発生した泥状物、ビルピット汚泥、建設現場で発生する無機汚泥、管路清掃汚泥、その他の有機・無機の汚泥
	廃油	鉱油、動植物油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄油、溶剤、タールピッチなどの廃油
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等の酸性廃液など
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、アルカリ性鍍金廃液など
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)、廃ポリ容器など、合成高分子系化合物の固形状のすべての廃プラスチック類
	ゴムくず	天然ゴムくずのみ(「合成ゴムくず」は、廃プラスチック類に該当する)
	金属くず	鉄鋼・非鉄金属の研磨くず及び切削くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程等で生じたコンクリート破片、耐火レンガくず(工作物でないもの)、陶磁器くず、石膏くず など
	鉱さい	鑄物廃砂、高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、ボタ、不良鉱石など
がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物	
はいじん(ダスト類)	ばい煙発生施設又は廃棄物焼却炉で発生するばいじん、集じん施設により集められたもの	

種 類		内 容
特 定 の 事 業 活 動 に 伴 う も の	紙 く ず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)</li> <li>・パルプ、紙又は紙加工品製造業</li> <li>・新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)</li> <li>・出版業(印刷出版を行うもの)</li> <li>・製本業</li> <li>・印刷物加工業 により排出される紙、板紙などのくず</li> </ul>
	木 く ず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)</li> <li>・木材又は木製品製造業</li> <li>・家具製造業</li> <li>・パルプ製造業</li> <li>・輸入木材卸売業</li> <li>・物品賃貸業 により排出される木材片、おがくず、バーク類など</li> <li>※木製廃パレットは産業廃棄物(業種限定なし)</li> </ul>
	織 維 く ず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)</li> <li>・繊維工業(衣類その他の繊維製品製造業を除く)</li> <li>より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず</li> <li>※合成繊維は廃プラスチック類</li> </ul>
	動 植 物 性 残 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品、医薬品、香料製造業から生じる魚獣の骨皮、内臓等のあら、酒かすなどの不要になったもの</li> <li>※魚市場、飲食店から排出される残さ、厨芥類は事業系一般廃棄物</li> </ul>
	動 物 系 固 形 不 要 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥</li> </ul>
	動 物 の ふ ん 尿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農業、畜産類似業から生じる家畜のふん尿</li> </ul>
動 物 の 死 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農業、畜産類似業から生じる家畜の死体</li> </ul>	
政 令 第 2 条 第 13 号 廃 棄 物	以上の産業廃棄物を処理するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	引 火 性 廃 油	引火点 70℃未満の廃油
	腐 食 性 廃 酸	水素イオン濃度(pH)2.0 以下の廃酸
	腐 食 性 廃 アルカリ	水素イオン濃度(pH)12.5 以上の廃アルカリ
	感 染 性 産 業 廃 棄 物	病院、診療所、衛生研究所、老人保健施設等の医療機関から排出される血液や便などの付着したもので、感染性病原体が含まれるもの
	特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物</li> <li>廃石綿等</li> <li>有害物質を含む産業廃棄物 (燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん及びこれらを処分するために処理したもの並びに廃酸、廃アルカリ、廃油で基準に適合しないもの)</li> </ul>



(3) 豊橋市内産業廃棄物排出量（平成25年度実績）

（単位：千トン）

種類別排出状況	排 出 量
家畜ふん尿	483 (31%)
汚 泥	441 (29%)
が れ き 類	208 (13%)
鋳 さ い	138 (9%)
ば い じ ん	30 (2%)
ガラス陶磁器くず等	31 (2%)
そ の 他	213 (14%)
合 計	1,544 (100%)

（単位：千トン）

業種別排出状況	排 出 量
農 業	483 (31%)
電気・水道業	408 (27%)
製 造 業	337 (22%)
建 設 業	250 (16%)
そ の 他	66 (4%)
合 計	1,544 (100%)

(4) 産業廃棄物処理業者の市内処理状況

（単位：千トン）

区 分	中間処理	最終処分	計
24年度	659	4	663
25年度	675	4	679
26年度	634	2	636
27年度	571	1	572
28年度	609	1	610

(5) 産業廃棄物の搬入搬出状況

（単位：千トン）

区 分	市 内 へ の 搬 入 量			市 外 へ の 搬 出 量			差 引
	中間処理	最終処分	計	中間処理	最終処分	計	
24年度	273	2	275	183	25	208	67
25年度	291	3	294	211	33	244	50
26年度	296	1	297	115	11	126	171
27年度	243	1	244	44	3	47	197
28年度	283	1	284	66	3	69	215

※平成26年度より、運搬実績（市外への搬出量）の報告対象を市許可取得業者のみとした。

(6) 地域別の搬入搬出状況（平成28年度実績）

（単位：千トン）

区 分	市内への搬入元	市外への搬出先	差 引
愛 知 県 内	231.4	15.4	216.0
静 岡 県	42.3	6.3	36.0
三 重 県	4.6	0.6	4.0
岐 阜 県	2.0	0.0	2.0
北 海 道	0.0	0.0	0.0
東 北	0.0	0.0	0.0
関 東	1.7	0.3	1.4
信越・北陸	0.3	0.0	0.3
近 畿	2.0	11.5	△ 9.5
中国・四国	0.0	19.7	△ 19.7
九州・沖縄	0.0	17.4	△ 17.4

※平成26年度より、運搬実績（市外への搬出量）の報告対象を市許可取得業者のみとした。

## (7) 特別管理産業廃棄物の排出処理状況

(単位：千トン)

区 分	特定有害 ばいじん	引 火 性 廃 油	腐 食 性 廃 酸	感 染 性 廃 棄 物	そ の 他	合 計
24 年 度	19.9	1.8	0.4	0.7	1.0	23.8
25 年 度	21.0	1.9	0.1	0.7	2.0	25.7
26 年 度	19.2	2.0	0.1	0.9	1.5	23.7
27 年 度	11.6	2.1	0.1	0.6	1.5	15.9
28 年 度	12.4	2.2	0.1	0.8	1.6	17.1

## (8) 産業廃棄物処理業者数

(各年度3月31日現在)

区 分	産 業 廃 棄 物		特 別 管 理 産 業 廃 棄 物		合 計
	収 集 運 搬 業	処 分 業	収 集 運 搬 業	処 分 業	
25 年 度	124	65	17	5	211
26 年 度	89	65	14	5	173
27 年 度	55	64	10	5	134
28 年 度	52	64	9	5	130
29 年 度	51	64	9	5	129

※法令改正により、平成23年4月1日より収集運搬業について原則として県許可に一元化された。

## (9) 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設許可申請件数

区 分	産 業 廃 棄 物				特 別 管 理 産 業 廃 棄 物				産 業 廃 棄 物 処 理 施 設		合 計	
	収 集 運 搬 業	( )	処 分 業	( )	収 集 運 搬 業	( )	処 分 業	( )	収 集 運 搬 業	( )	処 分 業	( )
25 年 度	14	(0)	18	(0)	4	(0)	2	(0)	3	(2)	41	(2)
26 年 度	11	(0)	14	(1)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	27	(1)
27 年 度	12	(0)	19	(1)	1	(0)	0	(0)	6	(6)	38	(7)
28 年 度	7	(0)	13	(0)	0	(0)	2	(0)	1	(1)	23	(1)
29 年 度	5	(0)	6	(1)	2	(0)	1	(0)	2	(2)	16	(3)

※法令改正により、平成23年4月1日より収集運搬業について原則として県の許可に一元化された。

※ ( ) 内は新規申請件数を内数で示す。

## (10) 行政指導等の状況

区 分	業 の 取 消	業 の 一 時 停 止	施 設 の 許 可 取 消	施 設 の 一 時 停 止	改 善 命 令	報 告 の 聴 取	改 善 勧 告	指 導 票	合 計
25 年 度	0	0	0	0	0	1	3	41	45
26 年 度	0	0	0	0	0	0	7	30	37
27 年 度	0	0	0	0	0	0	4	20	24
28 年 度	0	0	0	0	0	0	7	27	34
29 年 度	0	0	0	0	0	0	4	30	34

(11) 産業廃棄物処理施設の設置状況

(平成30年4月1日現在)

区 分			政令 区分	設置 件数
設置区分	廃棄物の種類	許可対象		
中間処理施設				77
脱水施設	汚泥	処理能力10m <sup>3</sup> /日超	1	7
乾燥施設	汚泥	処理能力10m <sup>3</sup> /日超	2	-
天日乾燥施設	汚泥	処理能力100m <sup>3</sup> /日超		-
油水分離施設	廃油	処理能力10m <sup>3</sup> /日超	4	1
中和施設	廃酸又は廃アルカリ	処理能力50m <sup>3</sup> /日超	6	-
破砕施設	廃プラスチック類	処理能力5t/日超	7	12
	木くず又ははがれき類		8-2	43
コンクリート 固化施設	有害物質を含む汚泥	全ての施設	9	-
ばい焼施設	水銀又はその化合物を含む汚泥	全ての施設	10	-
分解施設	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物	全ての施設	11	-
溶融施設	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物	全ての施設	11-2	-
分解施設	PCB廃棄物	全ての施設	12-2	-
洗浄施設又は 分離施設			13	-
焼却施設	汚泥	処理能力5m <sup>3</sup> /日超、200kg/時間以上、火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	3	3
	廃油	処理能力1m <sup>3</sup> /日超、200kg/時間以上、火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	5	3
	廃プラスチック類	処理能力100kg/日超、火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	8	5
	PCB廃棄物	全ての施設	12	-
	その他の産業廃棄物	処理能力200kg/時間以上、火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	13-2	4
最終処分場				20
遮断型処分場			14-イ	-
安定型処分場			14-ロ	7
管理型処分場			14-ハ	12
合 計				97

破砕施設実数	48
--------	----

焼却施設実数	5
--------	---

(12) 自動車リサイクル法関連事業者数

(各年度3月31日現在)

登録・許可業者数	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業	合計
25 年 度	173	54	27	11	265
26 年 度	152	51	22	10	235
27 年 度	148	50	22	10	230
28 年 度	148	52	22	10	232
29 年 度	139	49	22	10	220

(13) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定状況(平成29年度策定分)

① 産業廃棄物(平成28年度実績 1,000 トン以上の事業場)

産 業 分 類 ( 大 分 類 )		事 業 場 数	発 生 量 ( t )	
			28 年 度 実 績	29 年 度 目 標
A	農 業 ・ 林 業	35	60,557	90,999
D	建 設 業	44	164,308	134,445
E	製 造 業	23	116,253	108,456
F	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	7	270,164	331,106
計		109	611,282	665,006

② 特別管理産業廃棄物(平成28年度実績50トン以上の事業場)

産 業 分 類 ( 大 分 類 )		事 業 場 数	発 生 量 ( t )	
			28 年 度 実 績	29 年 度 目 標
D	建 設 業	2	2	70
E	製 造 業	8	13,304	12,922
F	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	7	0	92
P	医 療 ・ 福 祉	3	466	460
計		20	13,772	13,544

(14) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管状況等

(平成29年3月31日現在)

PCB 廃 棄 物 の 種 類	保 管 事 業 場 数	保 管 量	保管量について他の単位で報告のあったもの(注)
変 圧 器 ( ト ラ ン ス )	62	236台	4基
ネオン変圧器(ネオントランス)	2	6台	
コンデンサー(3kg以上)	39	482個	
コンデンサー(3kg未満)	11	137,233個	
柱上変圧器(柱上トランス)	3	896台	
蛍光灯用安定器	38	4,188個	
水銀灯用安定器	16	336個	
安定器(用途不明)	5	60個	
その他PCBを含む油	12	705kg	
感圧複写紙	1	295kg	
ウエス	4	9.3kg	
計器用変成器	1	1台	
その他電気機械器具	37	6,722台	
汚 泥	2	211.2kg	
そ の 他	16	1136.55kg	2式

届 出 事 業 所 数	231
-------------	-----

(注) 保管量については、事業所から届けられた量をそのまま集計した。なお、体積の小さいポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合で、その台数を把握できないときは、容器の質量又は体積で届け出てもよいこととされている。

## (15) 産業廃棄物処理基本計画

### ① 計画策定の趣旨

平成 11 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い、産業廃棄物行政を担うこととなり、豊橋市産業廃棄物処理基本計画（第一次）を策定し、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向けて、市民・事業者と連携して、産業廃棄物の発生排出抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできた。しかし、廃棄物の排出量は依然高い水準で推移しており、また、国においては、関係法令や制度の整備によって循環型社会の形成や廃棄物の適正処理に向けた取り組みが進められており、その中では、社会状況の変化に対応できる市の取り組みが求められている。

このような状況を踏まえ、「あなたが主役 ごみゼロとよはし ～循環・安心のまちを目指して～」を基本理念とし、本市における廃棄物の課題について、総合的かつ効果的に取り組むために、一般廃棄物処理基本計画と従来の産業廃棄物処理基本計画を統合し、本市の廃棄物行政の方向性を示す「豊橋市廃棄物総合計画」（計画期間平成23年度～平成32年度）として策定を行い、平成27年度に計画の改訂をし、目標値等の見直しを実施（第3部が産業廃棄物処理基本計画部分）。

### ② 計画の概要

産業廃棄物処理基本計画は本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項及び方針を定めたもので、「産業廃棄物の発生・排出抑制」、「リサイクルの推進」、「適正処理の推進」の3つの基本方針を規定し、それぞれの目標として「排出量・最終処分率の削減」、「再生利用率の向上」、「適正処理に向けた情報の公開・発信の充実」を定めた。排出量・最終処分率の削減及び再生利用率の向上については計画の最終年度における具体的な数値目標を設定し、目標達成に向けて本市が取り組むべき基本施策及び具体的取組のスケジュールを明記した。また、循環型社会の構築に向けて、排出事業者、処理業者、市民及び市のそれぞれの役割を列挙し、関係者が相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に取り組んでいく。

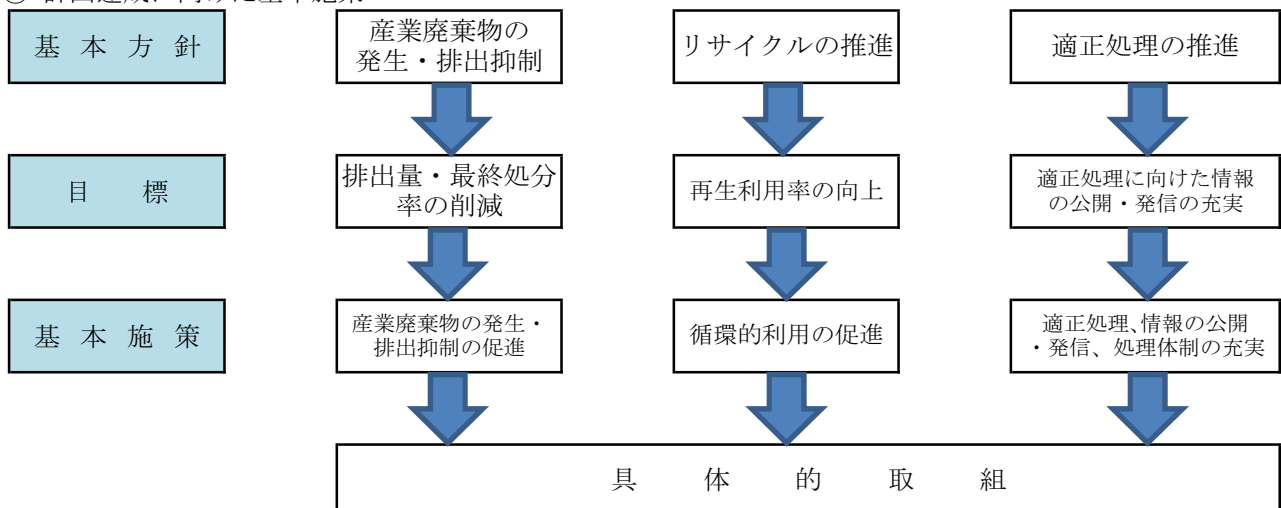
### ③ 目標値

平成32年度において、排出量を平成25年度実績以下に抑制し、最終処分については排出量に対して最終処分率を2%以下に削減させる。また再生利用については排出量に対して再生利用率を49%以上に増加させる。

(単位：千トン)

区 分	平成20年度		平成25年度		平成32年度	
	実 績		実 績		目 標	
排出量 (平成20年度実績比)	1,605.2	(-)	1,543.6	(96.2%)	1,543.6	【100%】 平成25年度実績以下に抑制
再生利用量 (排出量に対する再生利用率)	667.0	(41.6%)	693.1	(44.9%)	756.4	【49%】 49%以上に増加
最終処分量 (排出量に対する最終処分率)	36.9	(2.3%)	39.0	(2.5%)	30.9	【2%】 2%以下に削減

### ④ 計画達成に向けた基本施策



## 5. 廃棄物処理施設排出基準対象物質測定結果

### (1) 資源化センター排出ガス測定結果

項目	施設	基準値	自主基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	基準法令
ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> ) [酸素換算値]	1号炉	0.04	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	大気汚染防止法
	2号炉	0.04	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	3号炉	0.08	0.05	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
硫黄酸化物 (ppm) [酸素換算値]	1号炉	1,000 <sup>※</sup>	25	<1	<1	<1	<1	<1	大気汚染防止法
	2号炉	1,000 <sup>※</sup>	25	<1	<1	<1	<1	<1	
	3号炉	1,000 <sup>※</sup>	50	15	10	4	1.7	3	
窒素酸化物 (ppm) [酸素換算値]	1号炉	250	50	37	34	33	25	33	大気汚染防止法
	2号炉	250	50	32	37	29	29	16	
	3号炉	250	60	57	50	45	48	42	
塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> ) [酸素換算値]	1号炉	700	65	27	29	21	34	18	大気汚染防止法
	2号炉	700	65	31	45	25	45	51	
	3号炉	700	80	82	38	44	34	28	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> ) [酸素換算値]	1号炉	0.1	0.01	0.0000020	0.000041	0.00000560	0.00000130	0.00000015	ダイオキシン類対策特別措置法
	2号炉	0.1	0.01	0.0000011	0.00000024	0.00000027	0.00000072	0.00000057	
	3号炉	1.0	1.0	0.013	0.052	0.007	0.024	0.0023	

基準値は平成 21 年 4 月 1 日現在のものである。

この表の値は平均値である。

※硫黄酸化物は、K 値から計算した場合の規制濃度である。

## (2) 資源化センター放流水測定結果

基準物質等	単位	基準値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	基準法令
pH		5.8~8.6	7.1	7.2	7.3	7.3	6.8	6.7	水質汚濁防止法(規則別表2)
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	日間平均 30	<1	<1	<1	<1	1.2	3.8	県条例(上乘せ基準)
COD汚濁負荷量	kg/日	44.30	3.95	3.98	4.36	3.97	3.15	1.9	総量規制基準(県告示)
浮遊物質(SS)	mg/L	日間平均 60	<1	<1	<1	<1	1	1	県条例(上乘せ基準)
全窒素(T-N)	mg/L	日間平均 60	11	12	11	13	12	6	水質汚濁防止法(規則別表2)
全リン(T-P)	mg/L	日間平均 8	0.08	0.08	0.05	0.06	0.06	0.07	〃
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均3,000	<30	<30	<30	<30	<30	<30	〃
油分	鉱物油	mg/L	5	<1	<1	<1	<1	<1	〃
	動植物油	mg/L	30	<1	<1	<1	<1	<1	〃
フェノール類	mg/L	5	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	〃
銅	mg/L	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	〃
亜鉛	mg/L	2	0.04	<0.01	0.04	0.06	0.08	0.09	〃
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	〃
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	〃
全クロム	mg/L	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	〃
フッ素	mg/L	8	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	〃
ホウ素	mg/L	10	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	〃
1,4ジオキサン	mg/L					<0.05	<0.05	<0.05	
カドミウム	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.003	<0.003	水質汚濁防止法(規則別表1)
全シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	〃
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	〃
鉛	mg/L	0.1	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	〃
六価クロム	mg/L	0.5	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	〃
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	〃
総水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	〃
アルキル水銀	mg/L	検出されない	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	〃
PCB	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	〃
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	〃
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	〃
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	〃
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	〃
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	〃
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	〃
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	〃
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	〃
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	〃
チウラム	mg/L	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	〃
シマジン	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	〃
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	〃
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	〃
セレン	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	〃
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.00012	0.00004	0.00017	<0.00015	<0.000066	<0.000075	ダイオキシン類対策特別措置法

※COD汚濁負荷量は、施設の総量

## 6. 埋立地放流水測定結果

### ① 伊古部浸出水処理施設

基準物質等	単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	※1 排出基準
pH		7.5	7.3	7.3	7.3	7.2	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	7.0	5.2	2.4	2.2	3.0	60
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	13	7.0	7.5	10	9.7	90
浮遊物質(SS)	mg/L	4	<1	1	<1	<1	60
全窒素(T-N)	mg/L	32	45	42	37	44	120
全リン(T-P)	mg/L	0.04	0.09	0.02	0.01	<0.02	16
大腸菌群数	個/mg	<30	<30	<30	<30	<30	3,000
油分	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5
鉱物油							30
動植物油							
フェノール類	mg/L	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	5
銅	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	3
亜鉛	mg/L	0.06	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	5
溶解性鉄	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10
溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10
全クロム	mg/L	0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	2
フッ素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	15
ホウ素	mg/L	0.7	1.6	0.9	1.0	1.2	10
カドミウム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
有機リン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.5
ヒ素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されない
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003
トリクロエチレン	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.3
テトラクロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
1, 4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.04	<0.005	0.093	<0.005	0.5
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
セレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	36	28	42	27	32	200
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00001905	0.000051	0.00003	0.00002055	0.0001065	※2 10

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(別表第一)

※2 ダイオキシン類対策特別措置法



② 高塚浸出水処理施設

基準物質等	単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	※1 排出基準
pH		7.7	7.2	7.2	6.9	7.0	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.5	0.7	0.9	<0.5	<1	60
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	5.4	2.7	3.0	3.6	2.0	90
浮遊物質質量(SS)	mg/L	2	2	3	4	2	60
全窒素(T-N)	mg/L	8.2	2.0	1.5	2.2	1.5	120
全リン(T-P)	mg/L	1.2	1.0	0.03	0.01	<0.02	16
大腸菌群数	個/mg	<30	<30	<30	<30	<30	3,000
油分	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<1	5
鉱物油							30
動植物油							
フェノール類	mg/L	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	5
銅	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	3
亜鉛	mg/L	<0.01	0.02	0.02	0.05	0.10	5
溶解性鉄	mg/L	0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	10
溶解性マンガン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.02	10
全クロム	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	0.09	2
フッ素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	15
ホウ素	mg/L	0.2	0.4	0.7	<0.1	<0.1	10
カドミウム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
有機リン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.5
ヒ素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されない
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003
トリクロエチレン	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.3
テトラクロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
1, 4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.006	0.007	0.002	<0.005	0.5
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
セレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	3.1	0.7	1.0	0.6	0.45	200
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0126	0.0000525	0.0000345	0.0000195	0.00022	※2 10

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(別表第一)

※2 ダイオキシン類対策特別措置法